

令和2年度鞍手町議会第9回定例会会議録（第4号）						
令和2年12月15日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年12月15日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年12月15日 午後1時23分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	5	新 谷 留 晴		6	篠 原 哲 哉	

職 務 出 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈美江	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和2年第9回鞍手町議会定例会議事日程

12月15日 午後1時開議

第4号

日程第1 議案第81号 鞍手町宿泊税交付金基金条例

(民生産業委員長報告)

日程第2 議案第82号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(民生産業委員長報告)

日程第3 議案第83号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(民生産業委員長報告)

日程第4 議案第86号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(民生産業委員長報告)

日程第5 議案第80号 鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(総務文教委員長報告)

日程第6 議案第84号 鞍手町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例

(総務文教委員長報告)

日程第7 議案第85号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第7号)

(総務文教委員長報告)

日程第8 議案第87号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

(総務文教委員長報告)

日程第9 議案第88号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第1号)

(総務文教委員長報告)

日程第10 議案第89号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和2年度固定資産税の課税免除

(総務文教委員長報告)

日程第11 議案第90号 地方独立行政法人くらて病院 第3期中期目標

(総務文教委員長報告)

日程第12 陳情第1号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める決議を要望する陳情書

(民生産業委員長報告)

日程第13 陳情第2号 国に対し「コロナ危機打開のため、消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める陳情書

(総務文教委員長報告)

日程第14 閉会中の継続事件

令和2年12月15日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程は、お手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第81号から日程第4 議案第86号までの4件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第81号 鞍手町宿泊税交付金基金条例。

議案第82号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第83号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第86号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。

本委員会は、12月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76号の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第81号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第82号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第83号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第86号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第81号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第82号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第83号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第86号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第81号 鞍手町宿泊税交付金基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第80号から日程第11 議案第90号までの7件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第80号 鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

議案第84号 鞍手町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例。

議案第85号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算第7号。

議案第87号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号。

議案第88号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号。

議案第89号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和2年度固定資産税の課税免除。

議案第90号 地方独立行政法人くらて病院第3期中期目標。

本委員会は、12月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第80号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第84号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第85号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第87号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第88号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第89号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第90号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第80号について討論ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

議案第80号 鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

この議案は、町村議会議員選挙に供託金を導入する公職選挙法改定に伴う条例案です。

供託金導入は、国民の被選挙権行使を制約し、憲法に保障された参政権を侵害するもので認められません。

条例案では、ポスターなど、選挙運動費用の公費負担を可能とするものとなっていることから、総務文教委員会では賛成をいたしました。第2条のただし書で、公選法第93条第1項の規定が盛り込まれ、公費負担と供託金がセットになっていることがわかりました。供託金制度は、候補者の乱立防止などを理由に正当化する一方で、町村議選では、供託金を不要としてきました。その理由に、乱立する状況ではなかったとしています。

現在、成り手不足が深刻な状況もある中、立候補に新たなハードルを設けることになる議案第80号には反対をいたします。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第84号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第85号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第87号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第88号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第89号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第90号について討論はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

議案第90号 地方独立行政法人くらて病院第3期中期目標に対し、反対の立場で討論をします。

くらて病院評価委員会が作成し、町長が議長宛てに提出した令和2年11月27日付、地方独立行政法人くらて病院第2期中期目標期間に係る業務実績見込みに関する評価結果の報告に基づき、作成されるべき議案第90号の中期目標案の内容において、当該評価結果の報告では、新型コロナウイルス感染症の影響で収支が悪化したことについては、支援金を含め、国、県、町の各行政からバックアップを受けられるように、法人としての支援策の検討が必要である。と町は判断されている。

しかしながら、本中期目標案には、新型コロナウイルス感染症の影響による財政的支援については全く触れられていない。

さらに、地方独立行政法人法第25条第3項では、設立団体の長は、中期目標を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聞くことと規定されている。

くらて病院評価委員会では、新型コロナウイルス感染症のリスクを受けながら、一生懸命治療に当たっている方が自ら給料を下げないといけなところが違和感がある。

町民の健康を守っている人たちに、そういうしわ寄せが来るといえることはいかかなものか。町で支援金を出すとか、考えてもいいのでは、などの意見があったとのことだが、本中期目標案には、くらて病院評価委員会のそのような意見に対する明確な支援策が盛り込まれていない。

また、12月定例会における本議案を含めたくらて病院に関する一連の一般質問や議案質疑において、町長はくらて病院の厳しい状況は認識しているが、目標をクリアするため独立行政法人の機能を発揮してほしい。計画期間は4年だから、その間で収益の改善は可能などと答弁しているが、この厳しい状況にあるくらて病院に対して、設置者である町長が切迫している危機感を本当に共有しているのか、疑念を禁じ得ない。このような町長の不誠実な答弁を受け入れることは出来ず、到底納得できるものではない。

以上を反対の理由とし、議案第90号 地方独立行政法人くらて病院第3期中期目標の反対討論といたします。

○議長 星 正彦君

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第80号 鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 鞍手町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号 令和2年度鞍手町地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和2年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号 地方独立行政法人くらて病院第3期中期目標を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12 陳情第1号を議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 全企業へ永久劣後ローン融資制度の創設を求める決議を要望する陳情書。

本委員会は、12月2日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

陳情第1号 全企業へ永久劣後ローン融資制度の創設を求める決議を要望する陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、陳情第1号は採択されました。

次に、日程第13 陳情第2号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第2号 国に対し、コロナ危機打開のため消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出を求める陳情書。本委員会は、12月2日に採択された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の

規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第2号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 国に対し、コロナ危機打開のため消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、陳情第2号は採択されました。

次に進みます。

日程第14 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、継続審査をすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和2年第9回定例会を閉会します。

閉会 13時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 新 谷 留 晴

議員 篠 原 哲 哉